



福岡医発第1404号(地)
平成21年10月30日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

市町村民税非課税世帯者に対する新型インフルエンザワクチンの接種について

市町村民税非課税世帯（被保護世帯を含む）者（以下、「補助対象者」という。）に対する新型インフルエンザワクチンの接種につきましては、「受託医療機関における新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種実施要領」の「9 接種費用」の（2）において、「市町村が経済的理由により接種費用を負担することができない、又は困難であると認めた者に対し接種費用の減免措置を行う場合、受託医療機関は、被接種者又はその保護者から、その軽減後の額を徴収するか、又は接種費用を徴収しない」とされております。

したがって、補助対象者に対する新型インフルエンザワクチンの接種料金につきましては、受託医療機関が補助対象者の居住市町村に請求し、支払いを受ける（代理受領）こととなりますが、今般、本会において各市町村と集合契約を締結し、下記のとおり実施することとなりましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会管下の受託医療機関にご周知いただき、貴会において委任状（様式1）をお取り纏めの上、本会地域医療課まで11月9日（月）までにお送りくださいますようお願い申し上げます。

なお、補助対象者に関わる接種料金の請求方法については、医療機関の混乱を防ぐため、定期予防接種の場合を参考とし、別紙1のとおりとしております。各郡市医師会と管下市町村との協議により、新型インフルエンザワクチン接種の請求方法に変更の必要性が生じた場合には、別紙1を訂正の上、本会宛てにご連絡下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 対象者

各市町村が発行する補助金対象者証明書を有する市町村民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）に属する者。

小郡三井医師会より

感染症対策担当・医療保険担当理事 毛利康茂
新型インフルエンザ対策委員会
医療保険副担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

上記補助対象者への新型インフルエンザワクチン接種は、福岡県医師会と市町村が集合契約をしておりますので、別紙（様式1）の接種受託医療機関の委任状が必要です。11月9日（月）午前10時までに当医師会事務局へご提出下さい。委任状はファックスでの提出は不可です。原本をご提出下さい。

2. 実施期間

厚生労働大臣が本予防接種事業を終了する旨を通知し、終了月に実施した予防接種の補助金の受領が終了するまでの期間とする。

3. 実施内容

- (1) 「受託医療機関等における新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種実施要領」に基づき実施する。
- (2) 補助対象者より「新型インフルエンザ予防接種補助金の申請及び受領に関する委任状（様式2）」の提出があった場合には、実費の徴収を行わないものとする。

4. 接種費用の請求等について

(1) 請求額

- ① 1回目：3,600円
- ② 2回目（1回目と接種医療機関が同じ場合）：2,550円
- ③ 2回目（1回目と接種医療機関が異なる場合）：3,600円

(2) 請求方法

受託医療機関は、「新型インフルエンザ予防接種補助金交付申請書（様式3）」に「新型インフルエンザ予防接種補助金の申請及び受領に関する委任状（様式2）」、予診票の写し及び補助金対象者証明書を添えて、別紙1のとおり請求する。

※別添の様式3は原本となります。コピーしてご使用下さい。

※飯塚市は市の意向により集合契約を締結いたしません。飯塚市住民の方については、補助対象者本人が証明書兼委任状を持参されますので、接種を実施した場合には、飯塚医師会管外の医療機関は、飯塚市に連絡の上、飯塚市が指定する請求書様式を取り寄せた上で請求となります。飯塚医師会管内医療機関に対しては、飯塚市より事前に配布されます。

(3) 請求先

原則として、定期予防接種、並びに定期予防接種広域接種の請求の流れに則り請求するものとする（別紙1～3参照）。

ただし、郡市医師会と市町村の協議により変更の必要性が生じた場合には、この限りではない。

※国の事業となるため、市町村から事務取扱手数料の支払いはありません。

(様式 1)

委 任 状

福岡県内各市町村と本医療機関との間で、市町村が定める新型インフルエンザの予防接種の実費負担の軽減に係る補助金の代理受領の取扱いに関して、契約を締結する件について、社団法人福岡県医師会に委任いたします。

平成 年 月 日

(委任者)

医療機関名 _____

医療機関住所 _____

代表者名 _____ 印

新型インフルエンザ予防接種補助金の

申請及び受領に関する委任状 (1 回目、 2 回目)

平成 年 月 日

() 長 殿

(お住まいの市町村名を記入してください)

(委任者 (申請者))

住所

氏名 (被接種者) 印

(生年月日: 明 大 昭 平 年 月 日生)

保護者 印 (続柄)

電話番号

(※被接種者が未成年の場合は、必ず保護者を記入してください)

(※被接種者本人または保護者の自署であれば押印は省略可)

私が下記の医療機関で受けた新型インフルエンザ予防接種の補助金の申請及び受領に関する一切の件について、下記の医療機関を私の代理人とし、その権限を委任します。また、その際、予診票の写しを下記の医療機関が市町村に提出することに同意します。

(受任者 (受託医療機関))

住所

名称

代表者氏名

(各市町村へ直接請求する場合)

(様式 3-1)

新型インフルエンザ予防接種補助金交付申請書

平成 年 月 日

市町村長 殿

受託医療機関 (住所)

(名称)

(代表者氏名)

印

標記について、新型インフルエンザ予防接種の補助金対象者に対して予防接種を実施しましたので、委任状の原本、予診票の写し及び補助金対象者証明書を添えて下記のとおり申請します。

記

種別	一件当たりの 補助金の額	件数	申請金額 (円)
1 回目の接種の場合	3, 6 0 0 円		円
2 回目の接種の場合 (1 回目と 2 回目の接種 医療機関が同じ場合)	2, 5 5 0 円		円
2 回目の接種の場合 (1 回目と 2 回目の接種 医療機関が異なる場合)	3, 6 0 0 円		円
合計申請金額			円

(振込先金融機関)

銀行				口座名義人	
				フリガナ	氏名
預金 種目	普通預金 当座預金 貯蓄預金	口座 番号			

代表者名は、福岡県医師会に提出した委任状に記載した管理者名となります。

(郡市医師会を経由して請求する場合)

(様式 3-2)

新型インフルエンザ予防接種補助金交付申請書

平成 年 月 日

市町村長 殿

(住 所)

(医療機関名)

(代表者氏名)

印

標記について、新型インフルエンザ予防接種補助金対象者に対して予防接種を実施しましたので、委任状の原本、予診票の写し及び補助金対象者証明書を添えて下記のとおり申請します。

記

種別 市町村	1 回目の接種の場合	2 回目の接種の場合 (1 回目と 2 回目の 接種医療機関が 同じ場合)	2 回目の接種の場合 (1 回目と 2 回目の 接種医療機関が 異なる場合)	計
	3, 6 0 0 円 (件)	2, 5 5 0 円 (件)	3, 6 0 0 円 (件)	円 (件)
	3, 6 0 0 円 (件)	2, 5 5 0 円 (件)	3, 6 0 0 円 (件)	円 (件)
	3, 6 0 0 円 (件)	2, 5 5 0 円 (件)	3, 6 0 0 円 (件)	円 (件)
	3, 6 0 0 円 (件)	2, 5 5 0 円 (件)	3, 6 0 0 円 (件)	円 (件)
	3, 6 0 0 円 (件)	2, 5 5 0 円 (件)	3, 6 0 0 円 (件)	円 (件)

(振込先金融機関)

銀行 支店				口座名義人
				フリガナ 氏名
預金種目	普通預金 当座預金 貯蓄預金	口座番号		

代表者名は、福岡県医師会に提出した委任状に記載した管理者名となります。

(郡市医師会から市町村へ申請する場合)

(様式 3-3)

新型インフルエンザ予防接種補助金交付申請書

平成 年 月 日

_____市町村長 殿

(住 所)

(医師会名)

(会 長 名)

印

標記について、新型インフルエンザ予防接種補助金対象者に対して予防接種を実施しましたので、委任状の原本、予診票の写し及び補助金対象者証明書を添えて下記のとおり申請します。

記

種別	一件当たりの 補助金の額	件数	申請金額 (円)
1 回目の接種の場合	3, 6 0 0 円		円
2 回目の接種の場合 (1 回目と 2 回目の接種 医療機関が同じ場合)	2, 5 5 0 円		円
2 回目の接種の場合 (1 回目と 2 回目の接種 医療機関が異なる場合)	3, 6 0 0 円		円
合計申請金額			円

(振込先金融機関)

				口座名義人
				フリガナ
預金 種目	普通預金 当座預金 貯蓄預金	口座 番号	銀行	支店
				氏名

代表者名は、福岡県医師会に提出した委任状に記載した管理者名となります。

新型インフルエンザ予防接種料金代理受領請求方法一覧
(平成21年10月30日現在)

別紙 1

北九州ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
北九州市	北九州市	①北九州市内の医療機関が実施した接種については、北九州市医師会経由 ②北九州市以外の医療機関が北九州市住民へ接種を行った場合は、原則として当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接北九州市へ請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで 北九州市医師会管内医療機関へは北九州市医師会より支払い 管外医療機関へは北九州市より直接支払い
遠賀中間	中間市	遠賀中間医師会経由	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	芦屋町		
	水巻町		
	岡垣町		
	遠賀町		
京都	行橋市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	苅田町		
	みやこ町		
豊前築上	豊前市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	築上町		
	吉富町		
	上毛町		

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

新型コロナウイルス予防接種料金代理受領請求方法一覧
(平成21年10月30日現在)

別紙 1

福岡ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
福岡市	福岡市	①福岡市医師会の会員医療機関が福岡市住民に接種した場合は、福岡市医師会経由 ② ①以外は市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
筑紫	筑紫野市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	春日市		
	大野城市		
	太宰府市		
	那珂川町		
糸島	前原市	各市町村へ直接請求	請求は、前原市は毎月締めの翌月末、二丈町、志摩町は毎月締めの翌月10日まで
	二丈町		
	志摩町		
粕屋	古賀市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	宇美町		
	篠栗町		
	志免町		
	須恵町		
	新宮町		
	久山町		
	粕屋町		
宗像	宗像市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	福津市		

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

新型コロナウイルス予防接種料金代理受領請求方法一覧
(平成21年10月30日現在)

別紙 1

筑豊ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
直方鞍手	直方市	①直方鞍手医師会内の医療機関が、直方鞍手管内住民へ接種を行った場合は、直方鞍手医師会経由 ②管内住民が管外市町村で接種した場合、管外市町村住民が管内医療機関にて接種の場合は各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	小竹町		
	鞍手町		
	宮若市		
田川	田川市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	香春町		
	添田町		
	福智町		
	糸田町		
	川崎町		
	大任町		
	赤村		
飯塚	飯塚市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	桂川町		
	嘉麻市		

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

新型インフルエンザ予防接種料金代理受領請求方法一覧

別紙 1

(平成21年10月30日現在)

筑後ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
久留米	久留米市	①久留米市内の医療機関が実施した接種については、久留米医師会経由 ②久留米市以外の医療機関が久留米市住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは直接医療機関から直接久留米市へ請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
大牟田	大牟田市 みやま市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
八女筑後	八女市 筑後市 黒木町 立花町 広川町 矢部村 星野村	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
甘木朝倉	朝倉市 筑前町 東峰村	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
小郡三井	小郡市 大刀洗町	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
大川三潯	大川市 大木町	①大川三潯医師会管内の医療機関が実施した広域化の接種については、大川三潯医師会経由で各市町村へ請求 ②大川三潯医師会管外の医療機関が大川市、大木町住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは直接医療機関から直接行政へ請求	・請求は、毎月締めの翌月10日まで ・医療機関が医療法人である場合は、医療法人の印鑑を押して請求すること
柳川山門	柳川市 みやま市	①柳川山門医師会の会員医療機関分については医師会にて取りまとめて一括請求 ②管外医療機関は、各市へ直接請求書を提出	・管内医療機関分については医師会にて取りまとめて一括請求→医師会より医療機関へ振り込み ・管外医療機関は、実施月の翌月10日までに柳川市へ請求書を提出→市より医療機関へ直接振り込み
浮羽	うきは市	①浮羽医師会管内の医療機関が実施した広域化の接種については、浮羽医師会経由で各市町村へ請求 ②浮羽医師会管外の医療機関が浮羽医師会管内住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接行政へ請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで

各市町村予防接種担当課一覧

別紙 2

	市町村名	課	〒	住所1	住所2	TEL	FAX
1	北九州市	保健医療部保健衛生課	803-8501	北九州市小倉北区城内1-1		093-582-2435	093-582-4037
2	福岡市	保健福祉局保健医療部保健予防課	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1		092-711-4270	092-733-5535
3	大牟田市	保健所健康対策課	836-8666	大牟田市不知火町1-5-1		0944-41-2669	0944-41-2675
4	中間市	健康増進課健康係	809-0014	中間市蓮花寺3-1-6	中間市保健センター	093-246-1611	093-246-3024
5	芦屋町	健康対策課健康係	807-0101	遠賀郡芦屋町幸町8-30	ほほえみほーる	093-222-2123	093-222-2010
6	水巻町	健康課	807-0025	遠賀郡水巻町頃末南3-11-1	いきいきほーる	093-202-3212	093-202-3621
7	岡垣町	こども未来課こども未来係	811-4233	遠賀郡岡垣町野間1-1-1		093-282-1211	093-283-3027
8	遠賀町	福祉課健康対策係	811-4392	遠賀郡遠賀町大字今古賀513		093-293-1234	093-293-0806
9	行橋市	健康対策課健康づくり推進係	824-0063	行橋市中津熊501	ウィズゆくはし保健センター	0930-23-8888	0930-25-2650
10	苅田町	健康福祉課健康づくり係	800-0314	京都郡苅田町幸町6-91	苅田町総合保健福祉センター パンジープラザ	093-436-5115	093-436-5110
11	みやこ町	健康づくり課	824-0892	京都郡みやこ町勝山上田960		0930-32-2725	0930-32-2735
12	豊前市	市民健康課健康係	828-8501	豊前市大字吉木955	豊前市総合福祉センター内	0979-82-1111(内1603)	0979-83-0566
13	築上町	住民課	829-0392	築上郡築上町大字椎田891-2		0930-56-0300(内710)	0930-53-6222
14	吉富町	健康福祉課	871-0811	築上郡吉富町大字広津342	吉富あいあいセンター	0979-23-9900	0979-23-9903
15	上毛町	健康福祉課健康増進係	871-0992	築上郡上毛町大字垂水1321-1		0979-72-3111	0979-84-8021
16	春日市	健康課	816-0851	春日市昇町1-120	春日市いきいきプラザ	092-501-1134	092-501-0051
17	大野城市	健康長寿課	816-0932	大野城市瓦田4-2-1	すこやか交流プラザ内	092-501-2222	092-584-5656
18	筑紫野市	健康福祉部健康推進課	818-0013	筑紫野市岡田3-11-1	総合福祉センター カミリーヤ	092-920-8611	092-926-6006
19	太宰府市	健康福祉部 保健センター	818-0125	太宰府市五条3-1-1	太宰府保健センター	092-928-2000	092-920-7143
20	那珂川町	国保年金健康課	811-1292	筑紫郡那珂川町大字西隈64-1		092-953-2211	092-954-0043
21	前原市	健康づくり課	819-1192	前原市前原西1-1-1		092-323-1111	092-321-1139
22	二丈町	健康福祉課健康推進係	819-1601	糸島郡二丈町大字深江1360		092-325-1115(内127)	092-325-0179
23	志摩町	保健福祉課健康係	819-1392	糸島郡志摩町大字初30		092-327-1111(内134)	092-327-2707
24	宇美町	健康福祉課健康係	811-2131	粕屋郡宇美町貴船2-28-1	宇美町健康福祉センター うみハビネス	092-933-0777	092-933-0210
25	篠栗町	健康課	811-2416	粕屋郡篠栗町大字田中1-1	オアシス篠栗	092-947-8888	092-947-2414
26	志免町	健康課	811-2292	粕屋郡志免町志免中央1-1-1		092-935-1001	092-935-1529
27	須恵町	保健環境課	811-2193	粕屋郡須恵町須恵771		092-932-1151	092-933-6579
28	新宮町	健康福祉課健康係	811-0112	粕屋郡新宮町大字下府425-1	シーオーレ新宮	092-962-5151	092-962-5333
29	古賀市	保健福祉部健康づくり課予防係	811-3116	古賀市庄205	古賀市保健福祉総合センター	092-942-1151	092-942-1154
30	久山町	健康福祉課健康係	811-2501	粕屋郡久山町大字久原1822-1	久山町ヘルスC&Cセンター	092-976-3377	092-976-3378
31	粕屋町	国保健康課健康推進係	811-2392	粕屋郡粕屋町駕与丁1-1-1	粕屋町健康センター	092-938-2311(内525)	092-938-2415
32	宗像市	健康づくり課すこやか支援係	811-3492	宗像市東郷1丁目1番1号		0940-36-1187	0940-36-2410
33	福津市	いきいき健康課健康相談係	811-3218	福津市手光南2-1-1	ふくとびあ内	0940-34-3351	0940-34-3335

各市町村予防接種担当課一覧

別紙 2

	市町村名	課	〒	住所1	住所2	TEL	FAX
34	直方市	健康福祉課健康づくり係	822-8501	直方市殿町7-1		0949-25-2114	0949-25-2135
35	小竹町	保健福祉課健康係	820-1103	鞍手郡小竹町大字勝野1152	小竹町保健センター	09496-2-1864	0946-2-1867
36	鞍手町	保険健康課健康増進班	807-1395	鞍手郡鞍手町大字中山3705	鞍手町役場	0949-42-2111	0949-42-5693
37	宮若市	健康増進課健康対策係	822-0113	宮若市金生1064-1	宮若市保健センター パレット	0949-55-6000	0949-52-1660
38	田川市	健康福祉課	825-0002	田川市大字伊田2550-1	田川市保健センター	0947-44-8270	0947-44-8280
39	香春町	福祉課	822-1492	田川郡香春町大字高野994		0947-32-8401	0947-32-4815
40	添田町	住民課	824-0691	田川郡添田町大字添田2151		0947-82-1232	0947-82-5508
41	福智町	保健課	822-1101	田川郡福智町赤池970-1	コスモス保健センター	0947-28-9500	0947-28-9501
42	糸田町	住民課	822-1392	田川郡糸田町1975-1	糸田町保健センター	0947-49-9020	0947-26-0284
43	川崎町	福祉健康課保健係	827-0004	田川郡川崎町大字田原804		0947-72-7083	0947-72-7083
44	大任町	住民課	824-0512	田川郡大任町大字大行事3067		0947-63-3000	0947-63-3813
45	赤村	住民課健康増進係	824-0432	田川郡赤村大字内田1188		0947-62-3000	0947-62-3007
46	飯塚市	保健福祉部健康増進課	820-0043	飯塚市西町7-8	飯塚保健センター	0948-24-4002	0948-25-8994
47	桂川町	健康づくり課健康づくり係	820-0693	嘉穂郡桂川町大字土居361	桂川町総合福祉センター	0948-65-0001	0948-65-0078
48	嘉麻市	健康課母子保健係	821-8501	嘉麻市上山田392		0948-53-1104	0948-53-1149
49	久留米市	健康推進課	830-0022	久留米市城南町15-5	久留米市保健所	0942-30-9731	0942-30-9833
50	八女市	健康課健康推進係	834-8585	八女市大字本町647		0943-23-1352	0943-22-2186
51	筑後市	健康づくり課健康増進係	833-8601	筑後市大字山ノ井898		0942-53-4115(内311)	0942-53-4119
52	黒木町	福祉課福祉係	834-1292	八女郡黒木町大字今1314-1	黒木町役場	0943-42-1115	0943-42-0172
53	立花町	健康福祉課保健係	834-8555	八女郡立花町大字原島95-1		0943-23-5147	0943-22-3512
54	広川町	健康福祉課高齢者・健康係	834-0115	八女郡広川町大字新代1804-1		0943-32-1111	0943-32-5164
55	矢部村	住民福祉課保健係	834-1492	八女郡矢部村大字北矢部10528		0943-47-3111	0943-47-2855
56	星野村	住民グループ保健班	834-0292	八女郡星野村10775-14	星野村総合保健福祉センター	0943-52-3110	0943-52-3518
57	朝倉市	健康課	838-0068	朝倉市甘木198-1	朝倉市保健福祉センター	0946-22-8571	0946-23-0732
58	筑前町	こども未来課	838-0802	朝倉郡筑前町久光951-1	めくばーる健康福祉館内	0946-22-3417	0946-24-8751
59	東峰村	住民福祉課	838-1692	朝倉郡東峰村大字小石原941-9	東峰村役場 小石原庁舎	0946-74-2311	0946-74-2722
60	小郡市	保健福祉部健康課健康推進係	838-0126	小郡市二森1167-1	総合保健福祉センター	0942-72-6666	0942-72-6477
61	大刀洗町	健康福祉課健康支援係	830-1298	三井郡大刀洗町大字富多819		0942-77-2266	0942-77-2205
62	大川市	健康課健康推進係	831-0031	大川市大字上巻405-1	大川市保健センター	0944-86-8450	0944-86-8464
63	大木町	健康福祉課健康づくり係	830-0416	三潆郡大木町大字八町牟田538-1	大木町健康福祉センター	0944-33-2013	0944-32-2016
64	柳川市	健康づくり課健康係	832-8601	柳川市本町87-1		0944-73-8111	0944-75-6210
65	みやま市	介護健康課健康係	835-8601	みやま市瀬高町小川5		0944-64-1515	0944-64-1517
66	うきは市	保健課健康対策係	839-1393	うきは市吉井町新治316		0943-75-3111	0943-75-4963

－医師会経由請求先－

○遠賀中間医師会（中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）

〒807-0052

遠賀郡水巻町下二西 2－1－33 TEL：093－201－3461

○柳川山門医師会（柳川市、瀬高町、山川町）

〒832-0827

柳川市三橋町蒲船津 351 TEL0944－72－2714